

対象

- 平成17年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者等のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができる

- 一般社団/財団法人であること
- 一定の財産的基礎、人的構成を有すること
- 業務・経理の適切性等

(注)「特定保険業」：改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの

業務

- 特定保険業は、保険業法改正時に行っていた範囲内
- 新規の他の業務は、行政庁の承認により可能
- 資産運用方法は一定の範囲内（行政庁の承認により拡大可能）
- 保険募集に係る重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止等

経理・監督

- 特定保険業等と他の業務との区分経理
- 財務状況等の開示
- 責任準備金等の積立て
- 保険計理人の選任
- 監督（報告徴求、立入検査、業務改善命令等）

その他

- 行政庁：公益法人については旧主務官庁、その他は内閣総理大臣（金融庁）
- 罰則その他所要の規定を整備
- 今回の法改正に係る特定保険業の制度についての検討規定

○【財産的基礎】

純資産額が1,000万円以上であること。又は、改善計画の実施により、純資産額が1,000万円以上となる蓋然性が高いと見込まれること。

○【平成17年改正当時に行っていた特定保険業の範囲内であることを確認するための事項】

認可特定保険業者が平成17年改正当時に行っていた特定保険業に係る保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲等

○【資産運用方法の範囲】

有価証券（国債、地方債、上場株式、上場会社社債等）、預貯金、一定の金銭信託、生命保険契約、その他行政庁の承認を受けた方法

○【開示書類の記載事項】

財務諸表、組織に関する事項、主要な業務の内容、リスク管理体制等

○【責任準備金等の積立て】

保険料積立金、未経過保険料、異常危険準備金、支払備金等の区分に応じ、主要制度共済に準じた積立基準

○【保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者の要件】

保険料積立金の積立てを要する長期の保険等を引き受けないこと

● 金融庁長官から財務局長等への権限の委任

●：政令 ○：主務省令（具体的な規制の運用について監督指針を作成）